慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	国際信用復興問題
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1923
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.17, No.1 (1923. 1) ,p.1- 23
JaLC DOI	10.14991/001.19230101-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19230101-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

エ・トルラア作
黒田禮二譯

表現派代表戯曲

轉變

獨逸表現派の奇才エルンスト・トルラアは革命的な情熱と豊かな詩想を持つ天才である。欧洲大戰が齎した慘苦を痛感した彼が戰爭を呪ひ、軍國主義を否定して、自由と平和と世界同胞の理想に燃ゆる社會革命劇がこの戯曲『轉變』である。表現派の代表戯曲として全欧洲に謳はれたこの傑作は黒田氏の麗筆によつて邦譯され、美裝を凝して出た。表現派の藝術を知らんとする者の必讀の好著である。

最新刊

菊半截　神戸製本
菊半截　新原泰帳
菊半截　神戸製本
菊半截　新原泰帳
菊半截　神戸製本
菊半截　新原泰帳

定價一圓三十錢
送料二十錢

在獨
黒田禮二著

堀堀堀記

新しい革命獨逸の苦悶と憂愁と希望とをこのやうに生々と描き得た通信は世に現はれてゐない。表面的な政治的事實に拘はれたり、數字を無意味に羅列したり、新しいことでも價値のない事實を仰々しく並べて得意がつてゐるのとは違つて、著者の深刻な社會心理的觀察と流麗な藝術家的取扱ひとを以て紹介された獨逸は懐しく生動してゐる。『解放』誌上に連載して潮の如き歡迎を受けた本書は出た。

最新刊

背クロス裁断製本
背クロス裁断製本
背クロス裁断製本

定價一圓九十錢
送料二十錢

大鐙閣

東京・大阪　神田三崎町
今川橋南詰　小路

振替　東京三六三一・大阪二七二一
電話　東京九段一三二・大阪南一八〇三・八五五

三田學會雜誌　第十七卷　第一號

論說

國際信用復興問題

堀江歸一

歐洲戰爭と國際經濟

國際間に於ける經濟上の關係は互に繫聯するものであつて、是れまで其關係を密接にし、又其密接に爲つたことを基礎として、經濟生活の根柢を築いて來たものである以上は、其一部分に起つた或る事變が他の部分に相應の影響を及ぼすことは、免かれ難き所としなければならぬ。例へば或る國が內國產業を保護する目的

を以つて保護關稅制度を採用し、關稅を以つて、他國の物資の輸入を排斥した場合に、之に代つて內國に於て或る種類の代用事業が起れば、之を以つて自國の利益を擧げる所以であると考へることを常とした。然し此場合に從來物資を輸出して居つた國が其輸出物資を保護貿易國から排斥されるに至つたと云ふことは、自ら其國の保護貿易國に就て買入れる物資の數量を減ずる勢を生ずる原因と爲り、保護貿易國は此點に於て損害を蒙ることを免がれない。此一事は如何に今日の國際經濟に於ける諸關係が互に交錯しつゝあるかを語るに足りるのであつて、斯る關係に就て、適當の了解を持つた以上は、戰爭の爲めに、國際經濟上の關係の攪亂され、又或る方面に於て、全然其斷絕を來すことの恐る可きものであると同時に、戰後に於て尙ほ依然として此攪亂斷絕の狀態の續くことの不可なる所以を知るに苦しまないであらう。

今日國際間の經濟關係に加へられた打擊の大なるものとしては、諸國を通じて、戰前行はれた信用取引が戰爭と共に杜絕し、今日に至るまで、其甚だしく制限された儘に居る一事を擧げなければならぬ。蓋し戰時數年間合衆國の貿易に巨額の輸出超過を生じ、連年其勢を更めなかつたことは、同國を中心として、國際經濟上に大なる波瀾を惹起す所以と爲つたのであつて、其變動の重なるものは、第一世界に於ける金供給の大なる部分を歐洲諸國から奪ひ去つて、合衆國に移らしめ、第二合衆國の發行した有價證券中、從來歐洲諸國に依つて所有されて居つたものをして、合衆國に買戻すに至らしめ、第三合衆國をして歐洲諸國に對して、巨額の債權を所有する地位に就かしめたことの諸點に外ならない。現に歐洲開戰前に於ける合衆國の國際貸借に於ては、支拂勘定總額五億弗の內、外債利子支拂高が一億七千五百萬弗の多きに上つ居り、如何に同國が國際貸借上に於て、債務國であるかを示したが、戰後の千九百二十年に於ては、外債利子支拂高は六千萬弗に減じた一方に、對外債權利子受取高は一億五千萬弗に上り、差引き利子の純受取高は九千萬弗の多きを數へることゝ爲つた。而して戰後に於て、戰前に於けると同樣の輸出超過が繼續し、貿易外に於ける受取勘定と相俟つて、合衆國對外債權の一大項目と爲つて居る以上は、同國が最大債務國の地位を脫して、債權國たる地位に轉じたことの如何に急速であり、又其轉じた程度の如何に大であつたかを知るに足るであらう。

試に千九百九年と千九百十九年とに於ける合衆國の國際貸借を表示すれば、左の如くである。（單位百萬弗）

一九〇九年

受取勘定		支拂勘定	
商品并に銀の輸出	一、七一九	商品並に銀の輸入	一、五三六
金の純輸出	四八	歐洲放資に對する利子	二五〇
	一、七六七	外國旅行者費消金	一七〇
		對外送金	一五〇
		運賃	二五
			一、九五一
			一八四

合衆國に於て支拂う可き差額

一九一九年

商品并に銀の輸出	八、一五一	商品並に銀の輸入	三、九九三
金の純輸出	三六八	外國旅行者費消金	五〇
對歐放資の利子	六二二	對外送金	四、三四三
運賃	七三		三〇〇
	九、一一四	合衆國に於て受取る可き差額	四、七七一

即ち十年以前に於ては、合衆國の國際貸借は年々一億八千四百萬弗の逆に爲つて居つたのであるが、十年以後には却つて四十七億七千一百萬弗の順と爲つたのであつて、斯る變動が僅に數年の間に起つたことは、世界の經濟史上を通じて、稀有の事實であるとしなければならぬ。而して斯る合衆國の貿易并に金融に於ける地位の變化は合衆國の弗貨に對して、歐洲諸國の通貨價値をして下落せしめるに至ることを免がれなかつた。蓋し戰時歐洲諸國に於て、金貨本位制が早く廢棄され、正貨又は正貨に兌換される信用證券に代つて、不換紙幣の流通するに至つたことは、諸國の對米爲替相場を不利ならしめる所以と爲つたが、更に上記の如き國際貿易の變動并に國際間に於ける有價證券の分配が上記の狀勢を著しきものたらしめたことは、論を俟たない。

國際爲替の變動

然るに戰後數年の歲月を經た今日に至つて、上記の趨勢は依然として其趣きを更めるに至らない。倫敦の紐育宛爲替相場が平準相場に比較して、一割乃至九分引けの程度まで恢復した一事は刮目す可き所であるが、此一事を除けば、他は盡く戰時同樣の狀態に居るのであつて、歐洲諸國の通貨價値は益々低落する一方に、合衆國の貿易は千九百十九年の輸出超過四十一億五千八百萬弗に上つたのを最盛

時とし、爾來多少の褪色を示すの已むを得ざるに至つたと云ふものゝ、尙ほ輸出超過は千九百二十年に二十八億弗に、千九百二十一年に十八億七千萬弗に上つた次第であつて、債權國であつて、同時に輸出超過國たる變態を兼ねることゝ爲り、合衆國の歐洲に對する輸出超過金の一部は對歐債權と爲り、他の一部分は左なきだに不足しつゝある歐洲諸國の金保有高を取付けるに至つた。其結果として諸國の爲替相場は著しく攪亂され、戰爭當時に比較して、異なる所を見なかつた。斯る爲替の狀態を復舊するに就て、最も簡便なる手段として、目されるのは、合衆國が外國有價證券に對して、從來よりも多くの放資を爲すの一事であつて、此事さへ行はれたならば、以つて爲替の低落を防ぎ得るものと考へられた。此事は餘程以前から、世人の認める所と爲つて居るのであつて、現にエリシャ、エム、フリードマン氏の著書にも、左の如き一節を見出す。

歐洲諸國の信用の壞敗した今日に於ては、合衆國の年に獲得す可き債權超過額は合衆國に對する輸入貿易に依つて、之を決濟するを得ない。隨つて歐洲の狀況が舊態に復するまで、合衆國は諸國に向つて、資金を貸付けることを繼續しなければならぬ。此貸付の行はるゝと共に、貸付金は一時合衆國の債務と爲り、其れだけ年々の債權超過額を減ずるに至るであらう。終局の結果から云へば、斯く增加する貸付金に對する利子は債權額を增加する所以であるが、政府貸出金に對する利子の支拂は少なくとも一時延期されることを以つて、至當とする。蓋し歐洲諸國に對する輸入の超過することが一部の原因と爲つて、諸國の爲替相場が低落するのは、必然の勢であつて、而して此事は合衆國政府貸付金に對する利子の支拂に弗貨を供へることを不可能ならしめざるを得ない。一方に合衆國の國庫は國內に外國の通貨を持つことを要しないし、又大なる對外債權を固定させることをも要しない。而して國庫が利子の徵收を猶豫しなかつたならば、其結果として歐洲に生ずる財政上の困難は合衆國に於て行はれ可き物資の購入を妨げるに至らざるを得ない。（Elisha M. Friedman—International Finance and its Reorganization. p. 611.）

フリードマン氏は千九百二十一年末に公けにした書物に於て、右の考へを述べたのであるが、同樣の考へは今日まで依然繼續して、渝る所を知らないのである。蓋し爲替相場の下落は或る程度まで、爲替手形の供給過剩に基くものである。隨

つて今、合衆國の資本家が外國有價證券に放資したならば、其買入れた證券に對する支拂を行う爲めに、爲替手形を需要することゝ爲る道理であるから、斯く購入される外國有價證券が爲替手形の供給過剩高と同額に上つた場合には、需要と供給とは始めて均衡を保ち、爲替相場の恢復に資するを得るのである。固より歐洲諸國が完全なる金貨本位制に復歸しない限り、戰前に於けると同樣の平準點に達することは、困難であるとしても、尙ほ平準點に近づき得ることは、之を期するを得るであらう。斯くて合衆國の對外放資は歐洲諸國に於ける通貨價値の低落を減ずる所以であり、而して諸國に於て通貨價値が比較的騰貴したならば、諸國をして合衆國の市場に於て物資を購入することの不利益を減ぜしめるに至るから、自然合衆國自身の物資に對する歐洲諸國の需要を盛ならしめることゝ爲る。斯くて此場合にも、國際貸借の理論に於て、一國の他國に對する貸付金は結局物資の輸送される形態を以つて、行はれると云ふことが實際に働き出すのである。

合衆國對外放資の意義

既に前記フリードマン氏の所説に於ても、其一端が窺はれるが如く、合衆國が歐洲諸國に向つて、資金を融通しようと云ふのは、單に歐洲經濟の復興に資することを純粹の目的とするのでなく、其裏面に於て、自國の輸出貿易を盛にし、斯くて戰時に擴張された工業の規模に收縮を來すことを或る程度に防止しようと云ふ希望の潛んで居る事實は之を否定するを得ない。而して實際問題として、之を考へると、休戰以後に於ても、合衆國は歐洲諸國に對して、資金を貸付けることを怠らなかつた。唯其之を貸付ける方法が戰前に比較して、餘程異なるに至つたことは、吾人の注意を要する所である。然らば如何なる方法が行はれたかと云ふに、合衆國の輸出業者は短期の信用に依つて、歐洲に物資を輸出し、一方に外國から代金の支拂を得るまで、自國の銀行に就て、資金を借入れ、以つて其需要を充たした。斯くて合衆國諸銀行の貸出金は頻に膨脹し、準備金比率は低減するの已むを得ざるに至つたが、同時に歐洲諸國は其必要とする物資を合衆國から輸入することを誤まらなかつた。然し上記の貸付金たる、何れも短時日を以つて、其期限としたものであるが、歐洲諸國に於て、之を支拂う能力に缺けて居る以上は、合衆國の輸出業者が自國の銀行業者に負うた債務も亦期限の來るに隨つて、書替へるだけであつて、之を償

還することが出來ず、然も書替へは殆ど無期限に亘るに至つた。然らば當初短期の貸付であつても、事實に於て、長期の信用と異ならざる次第であつた。即ち合衆國の銀行、輸出業者幷に歐洲諸國の輸入業者の間に貸借の關係の交錯することゝ爲つたのである。然し斯る金融方法の或る期間を通じて、續けられて行く間に、一方に合衆國聯邦準備金銀行の準備金は其最小安全點とする限度まで壓迫され、此上に行つたならば、金貨兌換の制度から一變して、兌換停止の已むを得ざる狀態に陷ることが略ぼ明瞭と爲つた。斯る短期の融通法に代つて、長期の融通法を以つてすることの必要は此際に於て、認められたのであつて、其方法として、最も簡單なるものは、合衆國の資本家が進んで外國の證券に資金を放下することであると考へられた。然し合衆國の資本家は對外放資に慣熟して居らなかつたと同時に、彼等をして安んじて、對外放資に當らしめる機關も存在しなかつた。今、合衆國內に一つの金融會社を起し、此會社をして歐洲の證券を所有せしめる一方に、斯る證券を擔保として、會社自身債券を發行し、廣く合衆國民の間に、之を賣却する方法を取つたならば、金融會社が仲介者と爲つて、合衆國の資本家と歐洲諸國の債券とを接近させ、然も合衆國の資本家には對外放資に伴う危險を蒙らざらしめることゝ爲る道理である。此趣意を達する爲めに、千九百十九年十二月エッヂ法なるものが制定された。同法の要領とする所は合衆國の屬領、島嶼に於て直接に、又諸外國に於ける代理店を通じて、國際金融業務に從う目的を以つて、法人を組織し、此法人は手形、小切手、債券其他の有價證券を賣買すると共に、法人自ら資本金幷に積立金の十倍を限度として、債券を發行し、監督官廳の認可さへ得れば、合衆國內に於て營業を行つて居らない外國法人の爲めに、出資することを得ることの諸點であつた。エッヂ法制定後に紐育に於て第一聯邦外國銀行組合(First Federal Foreign Banking Corporation)なるものが組織され、續いて他に組織の計畫もあつたが、多くは半途に頓挫し、エッヂ法は不振の狀態に陷らざるを得ざるに至つた。斯の如く當初多少の望みを屬されたエッヂ法が大體に於て失敗の已むを得ざることゝ爲つたのに就ては、種々の理由があるであらうが、其重なるものは、新設法人の購入する外國證券の果して確實なるや否やに就て、不安の存することに外ならない。即ち歐洲に於ける個人としての債務者の地位の不明である一事が放資を爲す場合の困難と爲つた

ことは勿論であるが、更に一般的原因としては、歐洲の狀況の不安定であつて、爲替の不確實であり、運輸の不規律であり、社會的不安に加ふるに、政治の動搖を以つてしたならば、資金を供給する者の躊躇するのも、亦當然の次第であつて、合衆國の對外放資を目的とした法人の事業の失敗に歸したことも、獨り經營者ばかりに其責を負はしめるを得ないのである。

ター、ミユーレン案の得失

斯の如く合衆國だけに單獨の負擔を荷はせ、同國の對外放資に依賴して、歐洲經濟の復興を謀ることの頗る困難である結果、之に代る計畫として、千九百二十年のブラツセル財政會議に向つて、和蘭專門委員ター、ミユーレン氏に依つて、提出された方案がある。提案者の名を取つて、今日ター、ミユーレン案として知られて居るものである。此案は諸國に於ける輸出入貿易を戰前に於けると略ぼ同樣の狀態に復歸せしめることを主眼とする。例へば或る國の輸出業者が他國に就て自己の取引先を求め、取引の條件を協定し、進んで信用狀態を調査した場合に、其狀態の不良である爲めに、取引の行はざるに至る掛念を避けるには、如何にす可きものであるか、斯る際に輸入業者をして自己の信用狀態を改善し、更に進んで有利なる條件の下に、輸入を行はしめる爲め、輸入業者自ら自國の政府に陳情し、政府から或る期限を定めて、債券を借受けさせ、之を支拂の保證として、輸出業者たる債權者に交付せしめるのである。固より此取引を完了するには、國際聯盟の任命した國際委員會の承認を得なければならず、而して此委員會は各國の輸入する物資の必要であることを認め、又發行される債券の最高額に就て、適當の限度を置き、債券を發行する政府に對して、擔保として、收入を生ずる財產例へば輸出入稅、國有鐵道、專賣事業、森林等を提供せしめる。輸入業者にして支拂期限の到來した際、物資の代金を決濟するに不能であつた場合には、彼れに信用を與へた輸出業者は自己の債權を回收する爲めに、擔保物たるター、ミユーレン債券を收用するのであつて、是等の債券を今後所有して、放資の目的物とするのも、又市場に賣却するのも、共に其自由に屬するが、若し債券を賣却するならば、第一に之を發行政府に賣却しなければならぬ。或は外國の金融會社を通じて、ター、ミユーレン債券を合衆國の資本家に賣却することも一策であり、又此場合に金融會社が此債券を所有した上、之を擔保とし

て發行した會社自身の債券を合衆國に賣出すことも出來る譯である。

右の如くであるとすれば、ダー、ミューレン計畫には、第一現在貿易幷に金融の行はれつゝある機關を利用すること、第二各國の違つた狀態に應じて、實際の計畫に取捨を加へること、第三個人の信用の背後に政府の信用を置くことの特徴の存する事實を窺ひ知るを得るであらう。然しながら假にダー、ミューレン案が實行されたとして、果して幾何の效果を奏するであらうか。國際間に於ける物資の輸出入は此計畫の實行に依つて、或る程度まで容易と爲り、又簡便と爲るであらう。然しながら歐洲諸國の財政が何れも今日の如き收支不均衡の狀態に居り、ダー、ミューレン債券の利子を支拂うことにすら、差支へを生ずる狀態であつたならば、同債券の價値は必ず低落し、何れの國の市場に向つても、之を賣却するに就て、困難を感ぜざるを得ないであらう。

爲替相場の既往と現在

歐洲諸國の爲替相場が今日の如く動搖しつゝあることは、國際貿易の恢復を妨げつゝある一原因であり、又世界の經濟復興に對する重大なる障害である。而して爲替相場變動の原因たる、一面に於ては貿易なり、又は貿易外の關係に於ける貸借なりに於て、均衡を得ないことであると共に、他の一面に於ては、財政不整理通貨膨脹の爲めに、通貨の價値の金貨に對して低落したことを擧げなければならぬ。貿易幷に貿易外の貸借關係に於ける變動に依つて、爲替相場に如何なる影響を及ぼすかは、英米兩國の關係に依つて、之を說明する。即ち千九百十四年歐洲開戰直後、歐洲の資本家にして合衆國の債券を所有する者は戰爭の爲めに必要と爲つた資金を得る爲めに合衆國に債券を賣却することに着手した一方に、例年の輸出季節と爲つても、棉花穀物等の輸出の杜絕した爲めに、對英爲替の需要は增加して、供給之に伴はず、遂に對英爲替相場をして七弗の高きに至らしめた。然るに千九百十五年の秋に至つては、此形勢は一變し、英國が合衆國に就て、巨額の軍需品を購入することゝ爲つた結果、磅爲替の供給は需要に超過し、爲替相場亦輸入現送點まで低落するに至つた。斯くて一時英國は金の輸出を許容すると云ふ正常の手段に依つて、爲替相場を矯正することを試みたが、金の輸出頗る多く、貨幣制度の基礎を撼搖する虞れのある爲め、暫時にして廢止され、政府の取引に關して、必要を生ず

る場合の外、總て金貨の輸出を禁止することゝ爲つた。英國に行はれた所が自ら他の交戰諸國に移されたことは、論を俟たないが、一方に合衆國の國際貸借は有利と爲つて、輸入現送點を超過し、四弗四十八仙の低きに至つた。然も金の輸入の行はれることに依つて、此下落した爲替相場を矯正する道の無くなつた結果、相場の下落は輸出の增加と共に、殆ど極まる所を知らざるの狀態と爲らんとした。唯、戰時英國幷に他國政府は爲替相場に對して人爲的確定の手段を施し、之を四弗七十六仙五に置くことに勉め、合衆國亦信用を以つて、自國の物資を外國に輸送した。然しながら是等の手段は千九百十九年の春季以來漸次廢止され、合衆國政府は、歐洲諸國に對する貸付を中止した一方に、歐洲諸國の金の輸出禁止を繼續することの依然たる爲め、低落した爲替相場に對する自然の恢復法は働き出す道なく、爲替相場は今日に至るまで、低落の勢を更めざることゝ爲つた。故に今日の爲替相場下落は合衆國と歐洲諸國との間に生じた貿易上幷に金融上の變動即ち合衆國をして債務國から債權國に移らしめた變動を以つて、第一の原因とす可きであり、續いて歐洲諸國の金貨本位制が廢棄されて、不換紙幣制度の代へられたことを以つて、第二の原因とす可きである。

爲替相場矯正策

吾人は爲替相場の變動に依つて、生ずる各種の影響に對して、之を輕視するを得ない。今日の如く爲替相場の變動に極まる所なかつたならば、第一には將來の高低を見越して、爲替を賣買し、此種の投機に心身を傾注する者を生ずるし、第二には貿易の數量の增進する勢を妨げ、第三には歐洲經濟の復舊を挫折せしめざるを得ないであらう。蓋し爲替相場が今日の如く變動したならば、當業者は自己の輸送した物資の代價として、受取つた貨幣の價値の幾何であるかを知ることが出來ない。隨つて、其國際間に亘る取引を妨害するの甚だしきは、論を俟たない。殊に歐洲諸國の爲替相場は今日單に變動するだけに止まらず、概して下落する傾向を更めない以上は、合衆國を始め爲替相場の比較的高い他の諸國に就て、物資を購入する場合に、費用の高きに至ることを免かれない。從來合衆國が歐洲諸國にクレデキットを與へた時代には、直接に負擔を感じないで、或る程度まで物資を輸入するを得たが、其れにしても負擔の後日に加重する勢の避け難きことは勿論であり、ク

レデキットの許されない今日に於ては、直接に大なる負擔に當る外に、物資の供給を受ける道を存しないのである。

右の如き次第であるとすれば、今日歐洲諸國に於て、爲替相場の恢復幷に其維持を謀るには、種々の政策を必要とするが、就中其重要なるものを掲げれば、左の如くである。

第一歲計に於て、收支の均衡を維持すること。蓋し今日の如く各國の政府が經常費に應ずるのに、經常收入を以つてせず、專ら銀行劵紙幣の增發に依つて、一時を糊塗して居る以上は、國內に於て通貨の膨脹と物價の騰貴とが互に因果關係を爲し、連續して極まる所なきが如く、通貨と經費との間にも亦同樣の關係があつて、通貨膨脹の爲めに多額の經費を必要とし、經費の多額と爲る結果、更に通貨を膨脹せしめる勢を甚だしくし、斯くて對外的關係に於ては、爲替相場の下落を惹起すに至るのである。此事はブラッセル財政會議の前後から、識者の注意に上つた所であつて、例へば英國のダバーノン卿の如き千九百十九年十一月同國上院に於て世界に於ける物資の生產高は千九百十三年と同十八年とを比較して、九割の程度に減かれて居り、生產高の減率敢て著しとするを得ない一方に、支拂方便の分量は五倍大の增加を來した事實を擧げて、世界經濟混亂の原因の那邊に存するかを明にし、次いで世界經濟の安定を謀る方策として、第一國家の經費を經常收入に依つて、支辨される程度まで縮小すること、第二以上の目的を達するに必要なるまで、租稅を增徵すること、第三國民の貯蓄金に依つて、應募される公債を發行し、之を利用して、短期公債を整理すること、第四銀行劵流通高を即時に減縮し、續いて之を縮小することの四點を擧げた。(G. Cassel-Money and Foreign Exchange after 1914. pp. 208-10.)斯の如きは慥に財政金融に關する當面の問題に對して、最も穩健なる意見を代表したものと認む可きである。而して千九百二十年ブラッセル財政會議の開催されるや、同會議に於て專ら列國の委員又は專門家に依つて、討議されたのも、上記の問題であつて、決議の一個條とも爲つたのであるが、今日に至るまで、容易に實現されず、殊に中歐東歐の諸國を通じて、上記の弊害の甚だしきを見るのである。第二爲替の確實は歐洲の貿易が不權衡の狀態であつては、之を望むを得ない。然しながら一方から云へば、歐洲諸國が政府であると、私人であるとを問はず、從來の如く合衆國

に債務を負うて、已む所なき狀態であつては、爲替は確實と爲るを得ない。固より合衆國に信用を得ることは、一時爲替手形に對する需要を增進することに依つて、相場を高からしめる力はあるとしても、斯く新に起つた債務に對する利子は歐洲諸國の負擔を增加して、再び爲替相場を壓迫することを免がれない。第三歐洲諸國が或は賠償金なり、或は聯合諸國に對する負債なりを負うて居り、之を支拂はなければならぬ地位に居ることは、爲替相場を不確實ならしめる所以と爲る。

歐洲經濟復興の道

斯の如く考を進めて來ると、歐洲の經濟狀態を復興する爲めには、第一諸國の貿易に於て、均衡を得ることが必要であり、之を得る方法としては或は獨逸償金の輕減論なり、或は對米債務廢棄論なりが唱へられ、更に兩者を連結して、歐洲諸國の合衆國に負う債務と獨逸に對して有する賠償金の權利とを相殺することを可なりとする說の行はれるのも、道理上に於て確に根據ありと認められる。唯如何なる程度まで、實行上の可能性を有するかゞ問題と爲るのである。ジョン、エム、キーンス氏は此程賠償金問題を論じ、其最後の決定を得る豫備條件として、第一獨逸をして少なくとも千九百二十三年末まで、支拂延期の特典に浴せしめること、第二物資を以つてする賠償金の引渡は直接に荒廢地の復興に必要である製造品半製品を除き、一切廢止すること、第三賠償金に關する決議が成立すれば、之を機會として、賠償委員會は之を解散し、將來の償金支拂に監督を要するとすれば、之を擧げて國際聯盟に託すること、第四ラインランドの占領は之を廢止することを擧げた。將來此問題に就て、如何なる決定に到來するか、之を知るを得ないが、何れかの形に於て、解決を要することは、當然であると考へられる。(Reconstruction in Europe sec. 8. p. 462.)

第二に歐洲經濟復興の方便として、如何にして諸國の間に完全なる金貨本位制を復興するかと云ふことも、亦一個の問題と爲る。蓋し歐洲諸國は戰爭中、盡く金貨本位制を廢棄するの已むを得ざるに至り、今日に至るまで正貨を以つて、紙幣を兌換するを得ない。斯くて國內と云はず、國際間と云はず、總ての取引を不確實のものたらしめて居るのは、明白である。或は金貨本位は永久に其廢棄された儘にして置き、金貨に代つて、或る價値の單位を他に求めると云ふ說もある。是れはライン以東の諸國即ち獨逸、墺地利、匈牙利、波蘭、露西亞、馬耳幹諸國に於ける通貨流通

狀態の紊亂甚だしき至つた結果であつて、一方に金紙の同價を以つて、兌換せず、例へば金貨一馬克に對して、紙幣の若干馬克と云ふが如き割合を定めて、兌換を開始することも亦一策と爲る。然も斯の如き處置を取るに就ては、之に先だつて、銀行劵公債其他の債劵を廢棄しなければならぬ。英、佛、伊、白の諸國に於ては、必ずしも國家債務を廢棄する窮境にまで陷つて居らないであらう。然しながら是等の諸國に於ては、之を戰爭前に比較すると、銀行の正貨準備は著しく減少して居り、隨つて英國を除き他の諸國に於ては、金融上の世界的協力を仰ぐに非ざれば、正貨兌換の復歸を得ることを難しとするであらう。然らば何を以つて是等の國に於て金貨準備を充實する方策とするか。本來世界に於ける金の分配は諸國の間に、多年に亙つて行はれつゝある貿易上金融上の關係に基き、諸國の必要とする程度に應じて、定められるものであつて、之を決定するに與つて最も力あるは、物價の平準點に外ならない。隨つて正常の狀態の下に、出現する働きから云へば、正貨の蓄積高の既に取付けられた國は輸出超過を維持し、之に對して、金の現送されることに依つて、正貨を補充するの外に、何等の道を存しない。而して或る一國が他國に對して、債務を負ひ、又は賠償金支拂の義務を荷つて居つたならば、其國の輸出は輸入に超過すること、償金幷利拂金の合計額に均しきに至る道理である一方に、是れだけの輸出超過であつては、之に對する金貨を吸收するに足らない。是れ亦正貨の充足を速にして、貨幣價値を確實ならしめる見地から、聯合諸國間の債務相殺若しくは賠償金輕減の必要とされる論據の一つに充てられるのである。

然しながら斯る正常の手段は其目的とする所に到達するに就て、自ら緩漫であることを免かれない。之を迅速に果さしめるには、例へば中歐幷に東歐諸國に於ては殆ど價値を有せざるに至つた通貨の大部分を廢棄するなり、西歐諸國に於ては、商業上に於ける普通の取引又は財政上に於ける收支の均衡維持に依つて、通貨を收縮する手段に出でなければならぬ。而して斯る手段の行はれて、效果の現はれ來つた場合に國際金融の協同に依つて、各國の必要とする所に應じて、金の分配を調節するが如き、自ら行はれ得る政策と爲るであらう。從來國際銀行に關する計畫が屢々立案されたに拘はらず、一として實行の緒に就くを得ないのは、要するに其以前に行はれなければならぬ所に缺けたものゝある結果である。

本論の材料は多くバッス、ムールトン兩氏合著「亞米利加と歐洲の貸借對照表」に據つたことを附記する。